

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮 本 地 第 2 5 3 号
令 和 2 年 3 月 5 日
宮 城 県 警 察 本 部 長

交番・駐在所連絡協議会実施要綱の改正について（通達）

交番・駐在所連絡協議会については、「交番・駐在所連絡協議会実施要綱の改正について（通達）」（平成31年3月5日付け宮本地第241号）により運用してきたところであるが、交番・駐在所連絡協議会実施要綱の一部を別添のとおり改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

別添

交番・駐在所連絡協議会実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 連絡協議会の目的

交番・駐在所（以下「交番等」という。）が、地域における「生活安全センター」として地域の安全と安心の確保に当たるためには、地域住民等（所管区の事業所及び所管区に関係する公的機関・団体に勤務する者等を含む。以下同じ。）の意見及び要望の的確な把握がその前提になければならない。

また、連絡協議会は、所管区において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止、被害の拡大防止、被害の回復、検挙活動等を推進するため、地域住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討及び協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とするものである。

第3 連絡協議会

1 設置

連絡協議会は、原則として交番等の所管区ごとに設置するものとする。

2 組織

(1) 連絡協議会の構成員

連絡協議会は、委員、運営責任者及び運営担当者（以下「構成員」という。）をもって構成し、委員の中から会長、副会長その他必要な役職（以下「会長等」という。）を選任するものとする。

(2) 委員

ア 委員は、地域住民等から意見、要望等を広く聴取するため、特定の者に限定せず、地域の実情に精通し、かつ、地域住民等からの信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して幅広く選定すること。

イ 委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携して総合的に決定すること。また、連絡協議会の効果的な運用を図るためには、地域住民等との連携が必要不可欠であることから、委員のうちおおむね半数程度は、コミュニティ・リーダーとしての影響力等を考慮し、次に掲げる者の中から選定するよう配意すること。

(ア) 自治会、町内会等地域自治組織の役員

(イ) 自治体又は公的機関の職員

(ウ) 防犯協会、交通安全協会等の公益的団体の関係者

(エ) 地域防犯連絡所構成員、地域交通安全活動推進委員、少年補導員、子供会役員その他ボランティア活動を行う団体の関係者

(3) 運営責任者

ア 警察署長は、交番にあっては交番所長を、駐在所にあっては複数配置の場

合は駐在所長を、単独配置の場合は勤務員を運営責任者として指定するものとする。

イ 運営責任者は、総括的な責任者として連絡協議会の円滑な運営を図るものとする。

(4) 運営担当者

ア 運営担当者は、当該交番等の勤務員全員をもって充てる。

イ 運営担当者は、所管区責任に基づき、当該交番等の勤務員全員が一丸となって連絡協議会の運営に当たること。

第4 単位連絡協議会

1 設置

地域の一体性、共同性等の地域の特性に応じ、所管区を分割又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することが適切と認められる場合は、前記第3-1の規定にかかわらず、当該分割又は統合する地域を単位とする連絡協議会（以下「単位連絡協議会」という。）を設置することができる。

2 組織

前記第3-2の規定は、単位連絡協議会を設置した場合において準用する。

3 連絡協議会の見直し

既存の連絡協議会を分割又は統合するなどその運用の見直しを行う場合は、あらかじめ委員にその趣旨を十分に説明し、理解及び協力が得られるように配慮するものとする。

第5 職種等連絡協議会

1 設置

職種、地区等に着目して連絡協議会を設置することが効果的と認められる場合は、前記第3の連絡協議会及び前記第4に規定する単位連絡協議会のほか、次に例示するように目的等を限定した連絡協議会（以下「職種等連絡協議会」という。）を設置することができる。

(1) 団地等人口流動の激しい地域におけるアパート、マンション、旅館等の管理者による連絡協議会

(2) 繁華街、歓楽街等における商店の経営者、雑居ビルの管理者等による連絡協議会

(3) 外国人居住者等の保護対策の推進を目的とする外国人居住者、外国人の雇用主等による連絡協議会

(4) 女性の意見、要望等の警察活動への反映を目的とする主婦、女性有識者等による連絡協議会

(5) その他所管区の実情に即し必要と認められる連絡協議会

2 組織

前記第3-2の規定は、職種等連絡協議会を設置した場合において準用する。

この場合において、第3-2-(2)-ア中「職業、年齢、性別等を考慮して幅広く」とあるのは、「その目的等に即して」と読み替えるものとする。

3 連絡協議会の見直し

前記第4-3の規定は、職種等連絡協議会の見直しを行う場合において準用する。

第6 連絡協議会の委員の委嘱等

1 人数

委員の人数は、所管区の実情や交番等の勤務態勢に応じ、連絡協議会ごとにおおむね10人程度を選定するものとする。

2 任期

(1) 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げないものとする。また、委員が欠けた場合において委嘱する後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 警察署の再編整備等により交番等が属する警察署に変更が生じた場合は、関係警察署間等で協議して、変更後の警察署長から新たに委員として委嘱するものとするが、その任期は、再委嘱前の残任期間とする。

(3) 警察署長は、委員の再委嘱に当たり、委員の承諾を得て、任期の変更を行うことができる。

3 委嘱

警察署長は、委員に対し、任期ごとに委嘱状（別記様式第1号）を交付して委嘱するものとする。

4 公平性の確保等

(1) 連絡協議会の公平性を確保するため、公職（地方公共団体の長、議会議員等をいう。以下同じ。）にある者を委員として選定しないこと。また、委員が公職の候補者になろうとし、又は公職に就いた場合は、警察署長は、当該委員の職を免ずるものとする。

(2) 委員の委嘱に当たっては、長期間特定の者に依存することのないよう、常に組織の新陳代謝に配慮し、連絡協議会の活性化を図ること。

第7 連絡協議会の会議

1 連絡協議会の会議の種類

連絡協議会の会議（以下「会議」という。）は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議

(1) 定例会議は、年1回以上開催するものとする。

(2) 定例会議は、警察活動の重点、地域の行事等を勘案し、所管区の実情に応じて効果的な時期を選定し、開催するよう努めること。

3 臨時会議

(1) 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど、地域の問題解決に必要な生じた場合に適宜開催するものとする。

(2) 臨時会議は、開催の趣旨に鑑み、情報の正確な伝達、緊急時における連絡方法の確立、必要な協力要請等を行い、地域住民等の不安解消に努めるほか、地域住民等とともに対策を検討及び協議し、その結果を警察活動に反映するなど、効果的な運用に努めること。

4 会議の出席者

会議は、構成員のほか、会議のテーマ等に応じ、次に例示するように委員以外の地域住民等の参画を得て開催することができる。この場合において、運営責任者は、委員以外の者に会議への参加を要請するときは、警察署の地域警察幹部（以下「地域警察幹部」という。）と検討し、会議のテーマ等にふさわしい者を選考すること。

- (1) 地域において児童対象の声掛け事案が連続的に発生しているような場合
学校関係者、PTA等
- (2) 街路灯の設置要望等の環境整備問題の場合
対象地区の自治会役員、住民等
- (3) 高齢者の安全対策等
公的機関、ボランティア関係者等

第8 連絡協議事項

1 会議における連絡協議事項の検討

会議は、警察からの連絡や地域住民等の意見、要望等の聴取のみに終わることなく、相互に必要な検討及び協議を通じて地域住民等とともに地域における問題への対応策を見いだすことが必要であることから、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他の地域住民等の生活の安全と安心に関する問題について連絡するとともに、地域住民等からの意見、要望等を踏まえ、交番等の活動状況、犯罪等の発生状況、地域の抱える問題、地域の行事の実施等の具体的なテーマを定めて検討及び協議すること。

2 会議実施上の配慮事項

会議に当たっては、広報紙、統計資料等の効果的な活用に配慮するほか、要望事項等の措置状況については、速やかに会議の出席者に連絡するとともに、当該措置を実施するため時間を要する問題等については、問題解決活動を会議のテーマに設定の上、計画的に推進し中間連絡を行うなど、適切な処理が行われるように配慮すること。

第9 運営責任者等の配慮事項

1 運営責任者の配慮事項

運営責任者は、連絡協議会の運営に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 連絡協議会を主宰し、会長等と連携の上、円滑な運営と活性化に努めること。
- (2) 運営担当者を指揮し、委員その他の会議の出席者（以下「委員等」という。）との連絡等を積極的に行わせること。
- (3) 委員等から各種情報、資料の提供等の協力を受けた場合は、速やかに警察署長に報告すること。

2 運営担当者の配慮事項

運営担当者は、連絡協議会の運営について運営責任者を積極的に補佐するとともに、委員等を随時訪問し、必要事項の連絡等の事務に当たるものとする。

第10 留意事項

連絡協議会の運営に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 連絡協議会は、交番等の勤務員が所管区責任に基づいて運営するものであるが、効果的かつ適切な運営を図るためには、警察署の支援活動が不可欠であることから、地域警察幹部は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について当該勤務員に十分な指導教養を実施するほか、会議の内容及び進捗状況を把握し、必要に応じて他機関及び他部門との連絡調整や具体的な支援体制を確立するなど、適宜適切な措置を行うこと。
また、連絡協議会の運営を通じて、当該勤務員の自主性、積極性及び創造性の伸長並びに問題解決能力の向上が図られ、個々の地域警察官の実務能力の向上等の基本的執行力の充実強化が図られるよう指導すること。
- 2 警察署長は、必要に応じて他部門の幹部等を会議に出席させ、又は支援させるなど、組織的な連絡協議会の運営に努めること。
- 3 運営責任者は、連絡協議会の開催時期については選挙運動期間中等の開催することにより公平性を疑われるような時期は避けるとともに、開催場所については交番等又は公民館、集会所等の地域のコミュニティー施設を利用するなど、公正な連絡協議会の運営に努めること。
- 4 運営責任者は、連絡協議会の組織の確立及び円滑かつ効果的な運営を図るため、規約、会則等を制定するなど、主体性のある活動を推進すること。この場合において、規約、会則等の内容については、連絡協議会の活動が拘束されない内容とするほか、交番等の勤務員と委員等による自主性及び主体性に配慮した会議とするなど、真に目的に添った活動がなされるよう配慮すること。
- 5 会議の資料は、可能な限り既存の資料を活用するなど、会議開催に伴う負担の軽減を図ること。

第11 報告

1 連絡協議会の設置等の報告

警察署長は、連絡協議会の設置等に関し、次により地域部地域課長を経由して報告するものとする。

(1) 連絡協議会を設置したとき

交番・駐在所連絡協議会設置報告書（別記様式第2号）によりその都度報告すること。

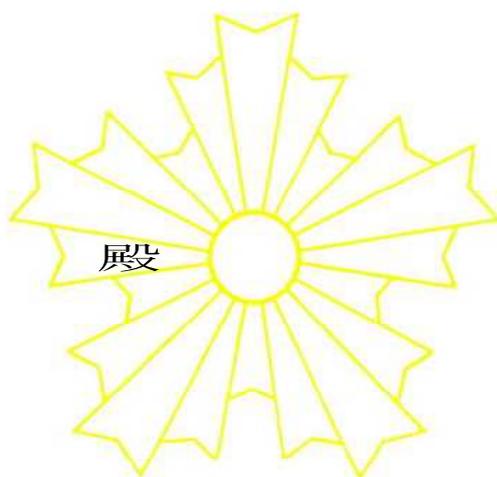
(2) 連絡協議会に関する好事例があったとき

任意の書式によりその都度報告すること。

2 連絡協議会の開催結果の報告

運営担当者は、連絡協議会の開催結果について、その都度、連絡協議会開催結果報告書（別記様式第3号）により警察署長に報告すること。ただし、開催結果の内容が軽易かつ定型的なものである場合には、副署長又は次長までの報告とすることができる。

委 嘱 状



あなたを
します。

連絡協議会委員に委嘱

任期： 年 月 日から
 年 月 日まで

年 月 日

警察署長 印

宮城県警察本部長 殿

宮 地 第 号
年 月 日
警 察 署 長

交 番 ・ 駐 在 所 連 絡 協 議 会 設 置 報 告 書

名 称	
協議会種別 (設置理由)	
委員の構成	
運営責任者	職名 階級 氏名

注1 名称は、連絡協議会の固有名称を記載すること。

例 ○○○交番連絡協議会、○○地区○○連絡協議会等

2 協議会種別は、所管区ごとの連絡協議会、単位連絡協議会又は職種等連絡協議会の別を記載すること。

3 委員の構成は、氏名、役職名、年齢等を記載すること。

別記様式第3号

〇 〇 警 察 署 長 殿

年 月 日

交番・駐在所

階級

氏名



連絡協議会開催結果報告書

所管区名			
協議会名			
開催日時			
開催場所			
参加委員数			
参加警察官数		警察幹部等の	地域幹部
		参加数(内数)	その他の幹部
会議種別	定期会議(回目)		臨時会議
開催状況	意見・要望		回答
備考			